

住民参加社会における住まいとまちづくり教育の 在り方に関する研究

A study on the educational approaches of the housing and town planning in the resident participatory society.

主任研究員名: 田中 みさ子

分担研究員名: 中村 久美

1. 研究の背景と目的

本研究は、都市計画法の改正以降まちづくりへの住民参加の促進の必要性が増大しつつあることを受けて、小中高校におけるまちづくり教育の導入に関する現状と課題について明らかにしようとしたものである。本研究において、主任研究員は主に社会科教育におけるまちづくり教育の現状について社会科教員アンケート及び教科書分析によって明らかにした。また、分担研究員は、家庭科教育における住教育の視点からまちづくり教育を捉え、教科書分析等によって住教育の現状を明らかにする調査を行ない、両者の知見をもとに住民の居住環境形成に関わる意識や知識、住み方の実態を明らかにする質問紙調査の実施を主任研究員と計画した。

2. 調査結果

①アンケート調査結果

主任研究員は、現在の学校教育においてまちづくりに関連する教育がどの程度実施されているかを明らかにするため、平成23年10月に大阪府下の小学校(300校)及び高等学校(231校)社会科教員に対し「学校教育におけるまちづくり教育の現状調査」をテーマとするアンケート調査を実施した。回収率は高等学校19.9%、小学校15.7%である。

主な結果としては、小学校社会科では、身近な事例から地域のまちを知ることを主眼とする教育が行われているが、選挙制度や町内会や自治会などの住民自治に関する教育が少なく、自ら地域の問題に参加することの重要性について児童が理解しにくい状況になっていることがある。

高等学校社会科教員に対する調査では、主に人権教育を中心とする教育行われているが、公共のために私権を制限するというまちづくりの基本的な考えを学ぶための内容に乏しく、地方自治や政治参加等の教科内容については一部省略されるなど重要視されていないことや、「公共の福祉のための人権の乱用の防止」に対する教員の理解が十分でないことが明らかになった。

分担研究員は、過去に受けた高校家庭科の授業内容を問う質問紙調査を、京都ノートルダム女子大学の学生130名を対象に実施した。その結果、まちづくりに関する事項については印象に残っていると回答する学生も多くはないが存在しているが、その一方で、教科書内に建築法令や都市計画に関わる「建築基準法」「都市計画法」の法令名が示されているものの、内容の解

説にまで踏み込むものはほとんどなく、学生の身についた知識となっていなかった。また、住宅の維持、管理については、そのノウハウの紹介があるが、住まいを手入れして長く使い続けることの価値や地域環境における意味を説くものはなく、住まいの社会的資産としての側面への理解については不十分であることなどが明らかになった。

②教科書分析結果

主任研究員による小中高等学校の社会科関連教科書計48冊について分析すると、基本的人権を重視する記述が多いが、憲法十二条の「人権や自由の乱用を防止し公共の福祉のために利用すること」に関する記述が少なく、まちづくりや地域づくりへの参加を学ぶための記述が少ない傾向にあった。

また、分担研究員による家庭科教科書21冊の分析では、環境形成の主体者としての住民意識の養成について、実際のまちづくりの事例紹介などから、住民の主体的参加の重要性をわかりやすく解説している教科書が散見されるものの全体として記述が少ないことが伺えた。

3. 今後の課題

さらに地域住民の都市計画やまちづくり・住まいづくりに関する意識等を知ることが重要である。調査の質問項目については分担研究者と協議して作成しており、24年度に調査を実施する予定である。

住民参加社会における住まいとまちづくり教育の在り方に関する研究

田中 みさ子(人間環境学部)

1. 研究の進捗状況

①調査の実施状況について

現在の学校教育においてまちづくりに関連する教育がどの程度実施されているかを明らかにするため、平成23年10月に大阪府下の小学校(300校)及び高等学校(231校)社会科教員に対し「学校教育におけるまちづくり教育の現状調査」をテーマとするアンケート調査を実施した。回収率が低い(高等学校19.9%、小学校15.7%)ため、追加でヒアリング調査が必要であるが、アンケート結果により概ね学校教育におけるまちづくり教育の実情を明らかにすることができた。また、小中高等学校の社会科関連教科書計48冊を購入し、まちづくり・地域づくりに関する記述についての分析を行った。現在結果のとりまとめを行っており、論文を人間環境学論集に投稿予定である。尚、本研究は、次年度に継続となったため、中学校に関しては、24年度の調査としたい。

②アンケート調査結果

アンケート調査での現在明らかになっている主な結果は以下の通り。

- ・小学校社会科教育では、身近な事例から地域のまちを知ることを主眼とする教育が行われているが、選挙制度や町内会や自治会などの住民自治に関する教育が少なく、自ら地域の問題に参加することの重要性について児童が理解しにくい状況になっている。また、それらを解消するために近年各地で「サービスラーニング」と呼ばれる学校の教科カリキュラムに地域での実践活動を入れる試みが行われるようになってきているが、アンケートでは実施例は約15%、検討したいが30%という結果となった。実施が少ない主な理由は、「ノウハウが無い」「時間が無い」であった。
- ・高等学校社会科では、主に人権教育を中心とする教育が行われているが、公共のために私権を制限するというまちづくりの基本的な考えを学ぶための内容に乏しく、地方自治や政治参加等の教科内容については一部省略されるなど重要視されていないことや、「公共の福祉のための人権の乱用の防止」に対する教員の理解が十分でないことが明らかになった。また、サービスラーニングの実施状況は小学校とほぼ同様であった。

③教科書分析結果

教科書を分析した結果、社会科教育では、基本的人権を重視する傾向が高く、憲法十二条の「人権や自由の乱用を防止し公共の福祉のために利用すること」に関する記述が少なくまちづくりや地域づくりへの参加を学ぶための記述が少ないことが明らかになった。

2. 今後の予定

23年度は調査項目については分担研究者と協議して住民意識調査(500票配布)の質問項目を作成しており、24年度に調査を実施する予定である。

住民の住意識の醸成と住教育

中村 久美(京都ノートルダム女子大学)

良好な居住環境の維持、構築に住民の主体的な関わりが求められている。まちづくり活動など、地域コミュニティの取組への積極的な参画はもとより、日常の居住地生活や個々の住まいの営みにおいても、それらが居住地の生活環境形成に果たす役割は大きい。住民の居住環境形成への関わりの重要性は、住生活基本法の制定(2006年)を契機により明確化している。しかし、現状の住民が持つ住まいやまちづくりに関わる知識、見識は、少なくともまちづくりの主体と成り得るにはじゅうぶんではない。そのような問題意識から、住民の意識・認識と住み方、およびそれらを形成する住教育の現状を明らかにし、今後の住教育のあり方の検討に資することを本研究の目的としている。

平成23年度は、住教育の現状を明らかにする文献等の調査、および住民の居住環境形成に関わる意識や知識、住み方の実態を明らかにする質問紙調査の実施を、主任研究員と計画した。

まず住教育の現状を探る目的で、現在使用されている高校家庭科教科書の内容分析を、分担研究員の方でも行った。分析対象教科書は「家庭基礎」「家庭総合」両分野について6社が発行している教科書全21冊である。また過去に受けた高校家庭科の授業内容を問う質問紙調査を、京都ノートルダム女子大学の学生130名を対象に行った。

教科書の分析では、環境形成の主体者としての住民意識の養成について、実際のまちづくりの事例紹介などから、住民の主体的参加の重要性をわかりやすく解説している教科書は散見された。学生の授業経験を見ても、まちづくりに関する事項については印象に残っているとする学生も多岐にわたるもの存在する。その一方で、居住地環境整備には欠かせない建築法令や都市計画に関わる法規については、「建築基準法」「都市計画法」の法令名を示している教科書は少なくないものの、内容の解説にまで踏み込むものはほとんどない。学生の身についた知識としても、これらの法令知識をあげる者は皆無であった。また、住宅の維持、管理については、そのノウハウは紹介されているものの、住まいを手入れして長く使い続けることの価値や地域環境における意味を説くものはなく、住まいの社会的資産としての側面への理解については不十分であることが明らかになった。

以上を受けて、住民への質問紙調査を検討した。質問紙は、「都市計画、まちづくり、および住まいづくりに関する法令を含めた基礎知識の状況」「安全・安心、環境共生、街並み・景観、といった住まいやまちづくりの重要側面に関する態度や意識」を、本研究テーマに直結する質問項目の柱に据え、分析軸として、それらの態度や意識形成に関与するとみられる「住まいへの関心や住宅観」「地域環境や地域コミュニティへの関わり意識や態度」や「居住歴・被住教育歴」を含む基礎的項目群をもちこむことを構想した。